

第6節 禁煙・火気厳禁・危険物品持込厳禁の標識

指定場所には、禁止されている行為を利用者に知らせるため、規制内容に応じ、入口など利用者の見やすいところに、「禁煙」「火気厳禁」「危険物品持込厳禁」の標識を設けなければなりません。(条例第23条第2項)

なお、指定場所で禁止行為を行わない場合であっても、標識の設置は必要となります。

それぞれの標識は、次のように定められています。

令和2年4月1日から標識が下表のとおり変更されました。

(条例第5条第2項、条則別表第1の2)

禁煙	火気厳禁	危険物品持込厳禁
		
		

主な変更点

- 1 ピクトグラムのなかった「危険物品持込厳禁」の標識に、ピクトグラムを配置
- 2 標識全体の大きさを規定していた標識様式を、文字、シンボルの大きさを規定する標識様式に変更
- 3 日本語及び英語以外の言語の追加表記も可能
- 4 従来の横型の標識に加え、縦型の標識を新たに追加するとともに、各標識の組合せ等も可能

※ 詳細は第3章、1、(1)「根拠条例等」を参照して下さい。

旧標識の取扱いについて

令和2年4月1日より前に設置された旧標識は、引き続き使用できます。

旧標識の例

